

## 中央・西部・北部地区の再編案について

## 各地区の単独再編案と複合案のメリット・デメリット

| 再編案     | メリット                                                                                                                           | デメリット                                                                                                                 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地区単独再編案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の中学校区や支会単位を基本とするため、地域の理解が得やすい。</li> <li>・通学区域の変化が比較的小さく、通学負担の急激な増加を抑えられる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な児童・生徒数の減少により、再編後も早期に小規模化するリスクがあり、多様な考えに触れる集団活動の機会が限定的になる懸念がある。</li> </ul> |
| 複合再編案   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の児童・生徒数を確保でき、教育環境（切磋琢磨や部活動の充実）を長期的に維持でき、多様な考えに触れる集団活動の機会を得ることができる。</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学距離が長くなり、公共交通機関の利用やスクールバスの検討が必要となる。</li> </ul>                               |

## 再編案の提案

各委員からの意見を踏まえ、単独案では数十年後に再び適正規模を下回る可能性が高いため、将来の子供たちに集団での学びの場を提供するには規模の確保が不可欠であることから「**3地区複合案**」を再編案として提示する。なお、学校の配置については公共交通のアクセス面、駅やバス停からの距離を総合的に勘案し、「施設一体型小中一貫校①は現在の第一小学校」に、「施設一体型小中一貫校②は現在の第四小学校」の位置とする。

ただし、複合案とする上で、答申において付帯意見および留意事項を条件として付け加える。

## 付帯意見と留意事項

## 1 付帯意見

## ・小規模特別認定校について

現在、成木小学校（平成21年度から）・第七中学校（平成24年度から）が小規模特別認定校に指定され、市内全域から就学できる制度が設けられている。この制度は地域の実情に応じた児童・生徒数の減少への対応として導入されたものであるが、同時に、学校と地域との関わりを広げ、深める契機ともなってきた。また、市内においても、規模の大きな学校環境への適応が困難な児童・生徒が存在しており、これも教育的課題の一つとして認識される。これらを踏まえ、特認校制度については導入の経緯、地域の実情および多様な学びを十分に勘案しながら、再編計画の策定の中で教育委員会が適切に判断することを求める。

## 2 留意事項

## ・西部地区を含む複合案の学校配置

御岳山等の遠距離通学については既存の公共交通では児童・生徒の負担が多いため、個別の通学支援策の導入について留意することが必要である。また、施設一体型小中一貫校①については設置予定の第一小学校の学校用地が比較的狭隘であり、バス停付近の歩道橋の整備状況等から第五小学校についても設置予定地として候補にあがるため、設計および地域住民等からの意見聴取において留意することを求める。